

建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成21年2月9日(月曜日)
午前11時44分～午後1時35分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 佐々木 隆 義 委員長 岩本 明 央 副委員長
秋山 哲 朗 委員(議長) 河村 淳 委員
村上 健 二 委員 柴崎 修一郎 委員
西岡 晃 委員 下井 克己 委員
馬屋原 眞 一 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村 暢之 局長 佐伯 瑞絵 係長
佐々木 昭治 係長 田畑 幸枝 企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田 弘司 市長 林 繁美 副市長
伊藤 康文 建設経済部長 山縣 博行 総合観光部長
山本 勉 総合観光部観光総務課長 金子 正治 消防長
古屋 安生 農委事務局長 兼重 勇 総合政策部長
佐々木 郁夫 総合政策部企画政策課長

午前 11 時 44 分開会

委員長（佐々木隆義君） それでは只今より建設観光委員会を開催いたします。先程本議会におきまして本委員会に付託されました議案 1 件について審査をいたしますのでご協力をお願いいたします。特に本議案につきましては関心の高いところでありますので、各委員さんにおかれましても活発なご意見をお願いを申し上げておきます。それでは議案第 1 号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部よりご説明をお願いいたします。はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 本会議のほうでご質問がありました理事会で決定されておるだろうかというご質問にお答えをいたします。理事会を開かれましてその中で家族旅行村のことは決定をされておるようでございます。報告を終わります。日にちは 1 月 19 日でございます。（発言する者あり）そこまでは確認しておりません。

委員長（佐々木隆義君） 内容までは確認はしてないということでございますが、各委員さんよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） はい、続いて。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） それでは初めに秋吉台家族旅行村の指定管理者選定に係る経緯等を説明をしたいと思います。若干本会議でも説明しましたのでだぶるところがあるかもしれません。

秋吉台家族旅行村は、豊かな自然の中に健全なレクリエーションの場を確保しまして、住民を始め広く観光客が利用することにより、観光の振興、都市住民と地域住民との交流及び福祉の増進を図るために設置された施設でございます。この秋吉台家族旅行村は、昭和 61 年 6 月に供用開始されてから、財団法人秋吉台家族旅行村財団が管理運営を行ってまいりましたけれども、指定管理者制度の導入によりまして、平成 18 年 4 月から 21 年 3 月までの 3 年間、カルスト森林組合に管理運営をお願いしているところでございます。

よって、今年度末をもって指定期間が切れることから、新たに公募を行いまして選定が行われたところでございます。このたびの指定管理者の公募につきましては、昨年 12 月 15 日に公告を行いまして、公募に係る説明会を 1 月 7 日に開催いたしました。この説明会には 6 事業者の方が出席されております。その結果、申

請書提出期限の1月20日までに市内の2事業者から申請書の提出がありました。これに伴いまして、1月27日に指定管理者選定審査会が開催され、16名の審査委員により審査いただき、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団に決定した旨の答申を受けたところでございます。

以上のとおり、美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインに基づきまして、公正に事務手続きを行った結果、今回の議案の提出となったわけでございます。

続きまして、配布しております資料につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。秋吉台家族旅行村指定管理者の指定に係る資料でございます。今の現在の指定管理者でございますが、秋吉台家族旅行村、主管課は観光総務課でございます。現行の指定管理者がカルスト森林組合で、これの指定期間が平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間となっております。現事業者の選定方法でございますが、公募を行いまして、この公募のときには2事業者の方が公募に参加しておられます。次期指定期間でございますが、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、これも公募によりまして応募者数は2事業者でございました。その下になりますが、次期指定管理者予定の概要でございます。名称先程も言いましたが企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団、所在地美祢市大嶺町東分池尻3058番3、代表者氏名代表理事阿座上隆、設立年月日平成15年7月2日、出資金35万円、組織理事5名、監事2名、社員数25名となっております。現在管理しておられます市の施設名ですけれども美祢市勤労者総合福祉センター、これは指定管理者として管理を行っておられます。美祢市勤労福祉会館、これも指定管理者として管理を行っております。それから彦山竹林公園、これの公園管理なり剪定等の業務を行っておられます。美祢さくら公園、これも同じく公園の管理なり清掃業務等を行っておられます。一応次期指定管理者の概要でございました。以上で説明を終わらせていただきます。

申し訳ありません。先程配布されました中で秋吉台家族旅行村指定管理者審査会審査採点集計表をご覧いただきたいと思います。若干審査方法なりを若干ご説明を申し上げたいと思います。選定者の審査につきましては美祢市のガイドラインに基づいて行っておりますけれども、審査はソフト事業等の企画、実施、事業者のノウハウ、これにより非常に差異が生じること等がありますので、総合点数方式により実施をしております。審査は各事業者から提出されました申請書を基にヒアリングを

行いまして、質疑、応答のあとあらかじめ設定しました評価項目について点数化した点数表に基づきまして各委員さんに審査をいただいております。その合計点が最も高い事業者を選定をしていただいたものでございます。あとからご説明しますが、一応25項目、100点満点で審査を行っていただいております。共通の選定基準というのがありまして、その中で市民のとにかく平等が確保されているか、事業計画の内容が施設の効果を最大限に発揮するとともに管理経費等の節減が図られているか、事業計画の内容に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力等を有しているか、それと特に観光施設ということもありまして、観光振興に対する取り組みとか考え方、そういうものも含めまして採点を行っていただいております。今お手元にあります審査採点集計表でございます。左に番号が振ってありますが、24項目あります。その採点の項目につきましては、そこに書いてありますように管理運営にあたっての経営方針から24の総合の予算措置等までをそれぞれの委員さん16名の方に審査をしていただいております。1ページ目、A社につきましては右の一番下をご覧いただきたいと思いますが、その合計点が1,033点となっております。2枚目をめくっていただきまして同じように集計をしたものがB社でございますが1,129点という結果となっております。3枚目に審査結果を付けておりますが、A社が1,600点中1,033点、B社が1,600点中1,129点という結果でありましてB社に決定したということでございます。以上で簡単ですが説明にかえさせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） すべての説明は以上でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 今説明がありました審査採点集計表を見ますと詳しい内容は当然わかりませんが、この特徴的な中に点差の激しいとありますが、中で自主事業計画とか、団体の経営方針、あるいは申請事業計画とか、そういう部分で開きが多くて結果この点数差になっていると。あと2、3点差ですからほとんど変わりません。特に年間の自主事業計画で20点近いものですか、16点ぐらいの差がついています。そういうふうな差がつくということ、相当意欲をもって臨まれたというふうな事業計画書が出てくると思うんですけども、そんなに開きがあるもんだっ

でしょうか。さわりだけでも結構ですが。開示していただきたいと思いますが。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 先程言いましたように申請者から出されました事業計画書、予算書、その辺も事前に委員さんに配布して、熟読してもらったうえで当日ヒアリング等も行っております。その結果こういう形になったということでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この問題については先程本会議でも市長が当然行政処分としてこういう選定委員会を作って決定しておるということであって、ガイドラインでもそういうことが謳われておる。ということは議会議決というのは3項目程なっておるんじやが、要は今先程から説明があったんじやが、点数をこれは結果が出ちよるんじやが、何点以上なら採択ができるんか、何点なら駄目なんか、この基準があるかないか、ちいとも点が置い多ければそれでええというものか、その辺の基準があるかないかをちょっとお聞きしたい。問題はこれはガイドラインを見直すことがない以上、見直せば別じやが、これを活かして行くということになればあまりこの議会のほうで一応どうかこうとかいうことは、三つの項目を議決事項に謳っちよるんじやからそれだけでええと思うんじやが、要は今までの経緯、審査選定委員会の経緯について今執行部より説明があったので別段私はなにはないというふうに考えております。だからそこで要は理事会のことやらの名簿、役員の名簿、その中の事業団というのは私ら初めて聞くんじやから、美東町の者はこういうものがあつたかないかわからん。旧美祿市の方はわかっておろうが、そこの中の誰が選定委員になつちよるかと言うことも出されるものなら出してもらいたい。

委員長（佐々木隆義君） 執行部いいですか。はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 審査の点数の上限等の問題ですけども、基本的には各々先程も説明がありましたように、施設によって非常に異なるということもありまして、その辺の何点以上あればどうというガイドライン等については今後検討されると思いますけども、今現在ではそういう線は、線引きしたものはないと承知しております。

委員長（佐々木隆義君） もう1点。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 審査委員におきましては、その前に設置

要綱というのを事前に定めております。その設置要綱に基づきまして選定委員さんを選定をしております。その中には公平、公正な選定を行うということがありまして利用者の代表の方、観光事業に関係をしておられる方、それとか公の立場で商工会の代表の方とか農協の代表の方とかそういうものを、議会のほうからも委員さんになっていただいております。計16名の委員さんで審査をいただいております。委員長（佐々木隆義君） 河村委員いいですか。

委員（河村 淳君） 名簿は出されるか、出されんか言わんじゃったかいな。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） これについては、個人情報に関係がありまして、ちょっと資料のほうは出せません。

委員（河村 淳君） それでもう1点ちょっと関連で聞くんじゃが、この委員の庁内の関係職員及び公正な云々とか説明があったが、議員のというのが外部の委員に該当するのか、これには議員が入るようにはなっちょらん、このガイドラインには。その辺を特定に市長のほうでお願いをして入れて、入ってもろうたものかその辺がわかれば一つ。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 議会のほうにつきましては、議会のほうと相談いたしまして選出のほうをいただいております。

委員（河村 淳君） 議長がやられたということいの、そんならあんまり文句は言われん。はい、解った。（発言する者あり）誤解を招くことをしちやいけんから解りましたよ。解りました。これに書いてないからこちらとすればそういうものに入るもんじゃないというふうに解釈しちよったから。はい、解りました。それでもう1点は、点数の基準は決めておらんということじゃったが、最高何点以上じゃなけんや駄目というのは決めちょらんということじゃが、要はこの問題というのは土木業者は特に入札制度になると低けりゃええというもんじゃない。最低基準が何ぼ最高が何ぼちゅうのがあるんじゃが、その辺の基準も決めてないと、ここでいくと60%のところまで満点からいくといっちょるんじゃが、この辺をある程度検討していただきたい。これは私の希望。割ってみんから解らんがだいたい7割、70%ぐらいなっておるようで、その辺の基準をきちんと決めてもらいたい。以上。

委員長（佐々木隆義君） 河村委員に確認しておきますが、先程議長に対する議会

からということの発言については、発言がなかったということの取り扱いにしてよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではそのような取り扱いをいたします。ほかにございますか。はい、副委員長。

副委員長（岩本明央君） とりあえず2点程お尋ねいたします。先般特別委員会、安富さんが委員長で現地調査をいたしました。その時に職員さん大変、森林組合の関係の職員だったと思いますが、大変やる気で素晴らしいなとこういうふう后感服したわけですが、そういうことも踏まえて当初財団の職員さんということで聞いておりますが、職員さんの雇用条件なり給与その辺の保障の問題を1点お尋ねします。

それから先程いただきました次期指定管理者（予定）の概要ということで上から6番目に組織の中で理事5名、監事2名というように書いてあります。これの計7名さんのお名前は聞かせてもらえることができますか、できませんか。とりあえずその2点をお伺いいたします。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 今の旧財団職員さんの職員の待遇、処遇の問題でございますが、一応議会で議決をいただきまして事業者が決定しましたらその事業者の方と実際の労働条件的なものは協議をすることになると思いますが、職員を引き継いでいただくということについては事前に募集要綱等でもお話をして了解はいただいております。今の理事さんなり監事さんの名前のことですけれども、一応私のほうは承知はしておりますけれどもちょっと公表は控えさせていただきたいと思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、副委員長。

副委員長（岩本明央君） そうすると我々個人が登記所に行って権利書を取らんにはわからんということ、山口行って。それであればもちろん取れますよね。言うことわかりますか。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 先程の委員さんのお名前をというお話がありましたけれども、これと同じように個人情報という関係から公表は控えさせてい

ただきたいと思っております。

委員長（佐々木隆義君） 副委員長いいですか。山本課長、登記、謄本ですか、取れないとか取れるとかは確認をしておられるかどうか。はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 登記簿のほうも私のほうに、申請書の中についております。それには代表理事について記載がしてあります。今の名前の関係につきましては、事業所のほうの了解がいただければ公表は可能かと思っております。

委員長（佐々木隆義君） 副委員長いいですか。はい、副委員長。

副委員長（岩本明央君） 市長にお願いなりご意見を拝聴したいのですが、先般32の新市公共施設の一覧表、指定管理ということで1が美祢市有線テレビ、32が美祢市農林資源活用施設、32程業者がありますが、これを例えばある業者、企業なりが独占して取った場合は、その可能性も考えられんことないんですが、例えば全体の1割なら1割、2割なら2割を限度とするような、そういうふうな数字的なもの、例えば32ですから1割なら4業者を限度とするというような上の限度はお考えでしょうか、どうでしょうか。

委員長（佐々木隆義君） はい、市長。

市長（村田弘司君） 岩本委員のご質問ですが、先程山本課長のご説明を申し上げたところですが、24項目の中にも職員の配置とかそれができるかどうかという部分があります。ですから物的、人的能力が充足をしてないとお受けをいただけないということになります。ですから基本的に言えば例えば30数項目事業、施設があるということで、全部をそれが受けられるかどうかということになると莫大大きな組織が必要になってきます。ですからなかなか難しいことじゃないかと思っております。特定なところに寡占化をしたら問題があるんじゃないかという意味でのご質問だろうと思います。私も先程本会議場で申し上げたように今のガイドラインを肉付けをしたいというふうに考えておりますので、その辺も含めまして考えようというふうに考えておったところです。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。はい、副委員長。

副委員長（岩本明央君） 私の期待しておった答弁いただきましたので是非そのような方向に肉付けをしていただくようお願いいたします。以上です。

委員長（佐々木隆義君） それではここで1時まで暫時休憩といたします。

午後0時11分休憩

午後0時58分再開

委員長（佐々木隆義君） 休憩前に続き会議を再開いたします。はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） 3点程お聞きしますけど、まず1点目ですけど審査会の採点集計表ですけど、この中で項目の中に21から24、特に点数が10点となっているわけですけど、この採点方法を見ると多少PFI手法と多少違うところがあるんだろうと思うけど、だいたい内容的にはやり方というか同じだろうと思うんですけど、特に22番目の人件費の予算措置というのが10点満点であるわけですけど、こういう指定管理者、家族村なんか人件費のウエイトが確かに大きいと思うんですけど、こういうのは説明会のときに人は何人とかそういうのは決まっておるわけですか。そういう点が1点と、2点目としましてガイドライン見てもらうと4ページの下のところ指定管理者の指定ということで先程市長も答弁されたわけですけど、議決事項で議会には指定管理者に公の施設の名称と団体の名称と指定の期間というこの三つを言えばいいんだというのを市長が先程の本会議でも言われたわけですけど、そうした場合、上の5、6行上に選定の経緯概要等については原則として当該施設での閲覧、市ホームページでの掲載等行い、透明性の確保に努めなければならないとあるわけですけど、多少議会ではこういう三つのことを言われたわけですけど、ホームページとこういうものにはもっと違うことが載ってるのかどうか。これが2点目と、3点目が市長が答弁の中で講演会、指定管理者の講習会ですか開催、指示してると言われたわけですけど、確かに美祢市の場合はこういうふうには6社が説明会を受けに来て、実際に応募したのは2社というようなことになっております。そういう意味で三つ目はお願いになるわけですけど、こういう指定管理者の講習たびたびしていただいでできるだけ多くの方が参加して応募するような体制にしていきたいと、これは三つ目は要望ですけど1点目、2点目の回答のほうお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 1点目の職員の配置、人数この辺についてお答えしたいと思いますけども、申請書の中に事業計画書というのがありましてこの中に施設の管理についてという項目があります。その中で職員の配置をどのよ

うにして管理運営をするかという項があります。旅行村につきましては今の村長とか、村長が一番頭におりまして、あと業務の責任者、それと総務関係の職員、こういうふうな計画を出していただいております。基本的には全体の業務を円滑にさせていただかなくてはなりませんので、その辺を考慮して人件費等が積み上げられております。それからホームページ等の公表についてですが、これはホームページ等で公表したいというふうに思っております。（発言する者あり）

中身につきましては私も初めての公表でありますので、総合政策なりと協議をして決めたいというふうに思っております。

委員長（佐々木隆義君） 柴崎委員いいですか。（発言する者あり）ほかにございますか。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 収益的事業を指定管理者ということで、収益的事業ということで当然お客さんが入ってくれば収益が上がっていくと、その代わり収益的事業ですから当然赤字になる可能性もあるということだというふうに理解しておりますが、この採点項目の中に事業の継続性というところが謳われていないという点、もし赤字になってどうしてももうやっていけないんだと、この事業者がやっていけないんだというときにそれについては市のほうから何らかの処置があるのか。もしそういう処置がない場合手を挙げたといった場合にはどういうふうな対応を取ろうというお考えなのか聞かせていただきたいと思えます。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 今の件についてお答えいたします。事業者のほうから定期的に事業の遂行状況、実施状況等を提出をしていただくように今考えております。その中で業務の中身なり収益等に問題があるなとこういうふうに思った場合にはこちらのほうからも協議してそういうことにならないように努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（佐々木隆義君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） ということは赤字になろうとも美祢市から行政から面倒みるということで、という理解でいいんですか。それとも赤字になったらもう見放すのか面倒みるのか、この辺をハッキリ言ってください。

委員長（佐々木隆義君） はい、執行部明快に答弁して下さい。山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 調べますので、少し時間を下さい。

委員長（佐々木隆義君） 今から調べるの。（発言する者あり）はい、山本課長。
総合観光部観光総務課長（山本 勉君） お答えをいたします。一応指定管理料につきましては定額でこちらから払うようにしておりますが、今赤字の件がありましたのですが、これについては毎年度指定管理料を取り決めをするという、協議をするということにもなっておりますのでその中で協議をしたいというふうに考えております。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 基本的には今ちょっと委員さんのほうでお話がありましたが、赤字でもよほど社会情勢の変化とかそういうことも中には考えられるわけですね。そういうときには協議をするという余地を残しておくわけです。（発言する者あり）基本的には事業者の責任ということになります。

委員長（佐々木隆義君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） そういうことは赤字になっても赤字の補てんはしないということでしょうけれども、これの次期指定管理者の出資金を見ると35万円ですよ。35万円を超えた赤字が出た場合は資本金がないんで基本的には経営していきませんよね、どう考えても。そういった場合はどういうふうな対処をされるんですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 基本的には事業者のほうで考えられると思いますけれども方法としては、私が個人的に思うんですが、借入をですね、起こされるということも一つの方法かとは思いますが。この辺については私もちょっと承知したところではありません。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、議長。

議長（秋山哲朗君） それとですね、4月1日からですよ、指定管理していくのが、4月1日から新しい業者に代わるわけですけども、今から先の予約を取っていかなくてははいけませんよね。そういった状況はどういうふうにカルスト森林組合と引き継いでいかれるのかということと、もう1点は器物破損。建屋も全部そうなんですけど、器物とかいう小道具を貸し出しておられますよね。その中でそういった物破損されたときにはどこの責任になるということですか、そういったことを教えていただきたいと思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 旅行村につきましては、宿泊施設、ケビンとか、オートキャンプ場、いろいろ事前に予約を受ける施設があります。3箇月前から予約を取っております。ということで5月のゴールデンウィークとかだいたい今聞いておるのでは、ほとんどつんでおるといような状況でございます。引き継ぎの件でございますけども、幸いにして旅行村の財団の職員さんを引き継ぐということになっておりますので、ほとんどが精通をしておりますのでその辺はスムーズに行こうかと思いますが、今議決をいただきましたら早速その辺のスムーズに移行できるように事務調整をしていきたいというふうに考えております。破損については基本的には建物、この辺につきましては行政のほうが基本的にはやるようにしておりますが、一応いろいろな項目がありますので、リスク分担表を一応作ってそれで各々がどちらがやるかというのを取り決めをしたいと思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、副委員長。

副委員長（岩本明央君） 大変聞きにくい、陰の声でちょっと話があったんですが、採点表の中の8の年間自主事業計画で、ここの旅行村は大変面積が広いし、草刈りが大変尽力もいるし時間もかかるということで、例えば草刈りを年間例えば5回なら5回という予定のところを4回に減らした場合には相当な事業費が削減できるというか節約できるちゅうか、その辺のことがあると思えますけど、その辺のチェックなり確認なりはどのような形なんでしょうかね。今までは大変きれいにしておられました、森林組合さんはね。その辺が気に掛るんですが、その辺はいかがでしょう。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 旅行村につきましては非常に面積も広い、山林がある、芝生の管理もしなければいけないということで清掃作業等、草刈りを含めて作業が非常にウエートが高い部分があります。一応管理の仕方につきましては業務仕様書というのを作っております。草刈りは年間何回やって下さいとか、草だけではなくて立木そういう部分の管理も取り決めをしております。だからそれに従ってとにかく決まった分については業務をしていただくということでございます。その辺の報告については市のほうへ定期的に挙げていただくようにしておりますので、その辺で管理をしていきたい。目に付くところがありましたら指導と

言いますか、協議をしていきたいというふうに考えております。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。はい。村上委員。

委員（村上健二君） こないだもちょっと聞きましたが、指定管理料いくらと言う
ちゃったかいな。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） このたびの指定管理料につきましてはまだ
予算の協議中でもありますので、ちょっと公表は控えさせていただきたいと思っ
ております。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） これはあくまでも参考ですけども、カル
スト森林組合さんにつきましては2,900万の指定管理料を出しております。
（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 今業務仕様書というのがありますけど
も、業務全般にわたって小さいところまで業務仕様書で取り決めしております。そ
れに基づいて全体の収支予算を提出していただいております。（発言する者あり）

入っております。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） 執行部のほうで今の会社の仕様書発表ができるんなら発
表して、内部協議するの。はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 先程も言いましたように施設が非常に多
いために仕様書も20ページ程度あるわけです。一応提出をということであれば準
備できないこともありませんけども。（発言する者あり）

委員（村上健二君） この会社の所在地はどこかいな。どこが所在地かな、本社
の。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） もしよろしければどういう部分を仕様書
の中で示しているかというのをご説明でよければここで説明してもよろしいです
が。（発言する者あり）そういったしましょうか。

それではポイントだけをお話いたします。全体の面積が45万6,000平米あ
ります。その中には芝生広場、バーベキュー広場、ゲーム広場、東屋、竹林の園

地、民家民俗園、テニスコート、桜の園、多目的広場、それとオートキャンプ場、それも車でできる部分と一般のキャンプ場と二つあります。それと宿泊施設、これはケビンがあります。それと体験農園の施設があります。それと多目的施設、体育館がご存知かと思っております。その一つ一つにつきましていろいろ仕様を決めまして業務管理ができる、こういうふうにしていただくんですよということやっております。宿泊等につきましても宿直者を置くとか、そういう部分を含めて非常に小さい部分になりますが、管理業務の内容を取り決めにさせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） 村上委員いいですか。はい、村上委員。

委員（村上健二君） それを5人でやるという意味でもないわけ。外注も入れて7,000万の売り上げをあげるということと理解していいわけな。（「はい」と呼ぶ者あり）指定管理者で5人か、森林組合から新たに継続して働く人が。こないだも聞いたが、親方が変わって、会社が変わって今度また3年後に例えば私が指定管理者になって、その人間条件付けて来るわけ、そういう地位の人間なん。何か道具みたいだな、そういう社員というか、どうも不自然でならんのじゃがな、誰でもいいということ、事業者は、経営者が。この5人の人は行政が命令としてそう決めちやるわけ。指定管理者の経営者が変わってもお宅は今度はどんなことがあっても（発言する者あり）もし仮に5人の方が森林組合がもうやらんとわしは辞めると言うた場合に、この事業団が実践できる能力を持っちゃうか持っちゃうかということを知りたいわけ。

委員長（佐々木隆義君） はい、山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） はい、お答えをいたします。基本的にはこの事業団さんは職員は引き継いでいただくというお話はしておりますが、基本的には事業団で管理運営がやれるということで申請をされておるとしております。

委員（村上健二君） それならいつ首にしても、首ちゃおかしいけど解雇してもええという理屈になるよ。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） これにつきましては旧秋芳町の時に旅行村財団という財団ができておまして、その時に町の職員と財団の職員含めてあそこを運営を行ってあったわけです。町の職員については問題ないわけですが、財団の職員さんについてはその当時指定管理を出す時に引き続き雇用を守るという立場

から（発言する者あり）それは違います。職員並みじゃありません。財団は財団の給料体系があります。それを今回も引き継いで雇用を守るという立場から、そこに働く人は非常な、不安な思いがあります。だからそのことにつきましては今度新しい事業者と、市もその中に入って一緒に労働条件的な部分について話をさせていただけたらというふうに思っております。（発言する者あり）

委員（村上健二君） 副市長に聞くが、審査会の座長は副市長ですか。先程もちょっと話も出たけど、2社が応募したと。実際両方これは審査基準に満たんというような場合もあって、白紙に戻すということも審査会はあり得るわけなんですか。ない。

委員長（佐々木隆義君） はい、副市長。

副市長（林 繁美君） 先程にも話が出ましたように1社でも公募した場合、1社でも審査会をやるとそういったことのご説明しました。それと先程出ましたようにガイドラインの見直しということで、それじゃ最低どうなのか上限がどうなのかという話も出ました。今回この場合そういったガイドラインの明記は、正直言ってありません。今回この分について申請書を出された時に、所管課のほうで業務の仕様書ですか、募集要綱に基づいて申請がなされたということで、2社を受け付けておるといってごさいます。2社について先程来申し上げましたように、16人の委員で総合評価と点数で決定したという経緯でございます。

委員（村上健二君） その中でも何を特に重点として決められた。項目一杯あるけど。私ならね、一番大事なところは会社というか、組合というか事業団というか、よくわからんけど、この会社の中身ですわな、これ調べますね。これ調べられた。土建屋なら経営審査とかあるけど、資産がどのくらいあるとか、貸借対照表とか、そうやっぱり調べられたんですか。

副市長（林 繁美君） まずですね、今回の指定管理者を公募するということの申請の資格、これも募集要項にあるわけなんですけど、市内に本拠地を有する法人、その他の団体、民間事業者、NPO等ということで特に指定管理者については広く門戸を開けておるといってところです。特定な企業でなければいけないとか、そういったものは謳ってありません。この前もちょっとご説明しましたようにその公の施設の指定管理するにあたって、また受けるにあたって企業でなしに民間、組合組織、そういったものもすべて応募する資格があるわけなんですね。だから特定なそうい

った業者でなければいけないといった基準はありません。たまたま今回出てきたのがこの二つの事業者ということで審査をしたということなんです。

委員（村上健二君） 今の論法から言ったら指定管理者は何のノウハウも経験もない、でも一応は応募できるということですね。そういう意味じゃね。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、副市長。

副市長（林 繁美君） 今回の先程来縷々説明しておりますが、審査会を設けて決定したということでございます。この決定ということは向こう3年間指定管理がやれると（発言する者あり）そのように理解しております。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、副市長。

副市長（林 繁美君） ちょっと村上委員の飛躍しておるんじゃないかと思えます。そのために先程担当課が言いましたようにこの指定を議決いただければ基本協定を結ぶと。当然今言ったように先程話が出ましたように、経営がやれんようになれば行政が負担するのかといったところの問題だろうと思うんです。だからそういうことは基本的にはないということですね。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、副市長。

副市長（林 繁美君） その辺はですね、基本協定を結ぶと。審査の中にはお手元に配っております1番から24の項目について審査をしたということです。（発言する者あり）この審査会の1番から24番がすべて重要とは思っております。（発言する者あり）今不燃物の話が出ましたが、たまたま指定管理を受けておられる方はそういったノウハウを持っておられる方です。当然申請書を出された時にそういったノウハウがしっかり反映された申請書が出ております。それに基づきまして決定をし、委託を、指定管理を指定しておるという状況にあります。（発言する者あり）

委員（河村 淳君） いろいろ審議があるのは当然じゃが、要はこのカルストが森林組合が2,900万というのを前にやっちゃったんじゃが、その辺の仕様書全く同じで出されておるものか、何ぼか変わっちゃうものか。このたびの分が元森林組合がやられた分の業務関係が全く同じ仕様書か、それともちょっと変わっちゃうところがあるのかないのか。それといろいろ資格があるかないかということの質問があるが、それも大事なことであるが、要はこのガイドラインでもあるように市長

があるとして判断されてこの問題は了解しちよってと私は解釈、そこは行政処分としてやられるということじゃから、あくまでも市長が責任を持たれるということさをさっき会議でも言われたから、これについては資格があるとみてやられちよるんじゃないかと思うが、それについてもう一遍、該当があればご回答を。

委員長（佐々木隆義君） はい、市長。

市長（村田弘司君） 今河村委員のご質問でございますが、本会議場でもお答え申し上げたとおり行政処分ということでこの選定委員会のほうに選定をしていただく権限を委任をいたしました。非常に緻密に誠実に公平公正な立場で選定をしていただきまして、それをもって私に答申をいただいております。従いましてこの答申に基づいてこの本議会に提案をいたしたわけでございますので、その責任は私が持つておるといことで申し上げます。（発言する者あり）

私のほうから申し上げます。選定委員会が済みまして私のほうも中身を見せてもらいましたけれども、それぞれ独自性があると。もちろんこの施設が持つておる大きな目的これを達成するためにそれぞれの団体、組織がどういうふうなスタンス、また考え方、運営方針やって目標を達成するかというものは違うと思います。それぞれ違います。それを判断していただいたのがこの選定委員会ということでご理解を賜りたいと思います。以上です。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） それでは以上もって質疑を終了いたします。引き続き本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第1号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして本日の本会議での本委員会に付託されました議案1件につきましては、審査を終了いたします。大変お疲れでございました。

午後1時35分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年2月9日

建設観光委員長

佐々木隆義